



協議項目一覧表

田辺広域合併協議会では、合併に関し必要な事項として、下記のことについて協議・調整を行いました。

1.合併の方式

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2.合併の期日

合併の期日は、平成17年2月1日とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律の改正があった場合は、平成17年5月1日とする。

3.新市の名称

新市の名称は、田辺市とする。

4.新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の田辺市役所の位置とする。

5.財産の取扱い

関係市町村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

6.議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会の議員の定数は、地方自治法第91条第1項に定めるところにより30人とする。
新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の5つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、田辺市18人、龍神村3人、中辺路町3人、大塔村3人、本宮町3人とする。
新市の議会の議員の報酬の額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。

7.農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会については、合併時に統合する。
選挙による委員の定数は30人とし、選任による委員の定数については、農業委員会等に関する法律の定めるところによる。
農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設定することとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

田辺市 第1選挙区 7人

田辺市 第2選挙区 11人

龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町 第3選挙区 12人

現在の各市町村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用して、30人を互選のうえ在任し、在任の期間は合併の日から平成17年7月19日までとする。

新市の農業委員会の委員の報酬の額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。

8.地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新市において設置する。

9.地方税の取扱い

- (1)個人住民税 現行どおりとする。
- (2)法人住民税 現行どおりとする。ただし、超過税率の適用については、田辺市の例による。
- (3)固定資産税 現行どおりとする。ただし、地籍調査後の課税地積については、合併後、5年間の不均一課税とする。
- (4)都市計画税 現行どおりとする。
- (5)入湯税 合併時に一元化する。

10.一般職の職員の身分の取扱い

田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

職員の職名及び職階については、田辺市の例により統一する。

職員の給料格差については、現給をもとに、新市において給与制度のあり方や財政状況等を踏まえ、調整する。

11.特別の職員の身分の取扱い

(1)常勤特別職

常勤特別職として、法令の定めるところにより市長、助役、収入役、教育長及び水道事業管理者を置き、報酬の額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。

(2)非常勤特別職(議会の議員、農業委員会の委員、消防団の団員及び交通指導員を除く。)

執行機関である委員会又は委員として、法令の定めるところにより教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会を置き、報酬の額については、田辺市の報酬額を暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。

審議会及び委員会等の附属機関並びにその他の特別職として、新市で引き続き設置する必要のあるものは、新市において新たに設置し、報酬の額については、田辺市の報酬額を基本に暫時適用し、新市の特別職報酬等審議会において協議する。

12.条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、各種事務事業等の調整内容に基づき、整備するものとする。



13. 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、下記の事項を基本として合併までに調整するものとする。
住民ニーズに適切に対応できること
効率的な行政運営に資すること

14. 一部事務組合等の取扱い

田辺周辺広域市町村圏組合、西牟婁郡町村児童福祉施設組合、新宮市東牟婁郡町村児童養護施設事務組合、西牟婁郡老人福祉施設組合、熊野川地域広域組合、富田川衛生施設組合、紀南環境衛生施設事務組合、公立紀南病院組合及び富田川治水組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

ただし、市町村の合併の特例に関する法律の改正があった場合は、新市において引き続き加入する。

上富田町、大塔村、中辺路町清掃施設組合及び田辺市周辺衛生施設組合については、新市において引き続き加入する。新宮周辺広域市町村圏事務組合、日高郡十ヶ町村及び御坊市老人福祉施設事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合及び日高広域消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退する。

ただし、合併の期日が平成17年5月1日になった場合は、合併の前日までに脱退する。

田辺市、龍神村道路組合及び田辺市ほか6カ町村青少年補導センター事務組合については、合併の日の前日をもって解散する。

ただし、合併の期日が平成17年5月1日になった場合は、合併の前日までに解散する。

田辺市、南部町、南部川村道路組合、和歌山県市町村職員退職手当事務組合、和歌山県町村議会議員公務災害補償組合及び和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併までに調整する。

協議会、機関等の共同設置及び事務の委託については、合併までに調整する。

15. 公共的団体等の取扱い

新市の一体性の確立に資するため、それぞれの実情に配慮しつつ、統合が図られるように努める。

16. 町、字の区域及び名称の取扱い

田辺市

区域及び名称ともに、現行どおりとする。

龍神村

区域については現行どおりとし、現行の大字名の前に「龍神村」を付し「大字」の字句を削除した名称とする。

中辺路町

「大字高原」区域のうち西之詰、仲田、大島、川合、岩崎及び朝来平の区域を合わせた区域を新たに大字の区域として画し、名称を「中辺路町川合」とする。その他の区域については、現行の大字名の前に「中辺路町」を付し「大字」の字句を削除した名称とする。

大塔村

区域については現行どおりとし、現行の大字名から「大字」の字句を削除した名称とする。

本宮町

「皆瀬川」の区域のうち川湯、相須、川湯向イ及び平野の区域並びに「田代」の区域のうち坂垣内の区域を合わせた区域を新たに大字の区域として画し、名称を「本宮町川湯」とする。その他の区域については、現行の大字名

の前に「本宮町」を付した名称とする。

17.慣行の取扱い

- | | |
|--------------|-------------|
| (1)市町村章 | 新市において制定する。 |
| (2)市町村民憲章 | 新市において制定する。 |
| (3)市町村の木・花・鳥 | 新市において制定する。 |
| (4)都市宣言等 | 新市において調整する。 |

18.国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税の基礎課税及び介護納付金課税については、賦課方式を、所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の4方式とし、賦課割合を地方税法第703条の4第4項の規定に基づくものとする。

基礎課税に係る税率については、医療制度改革及び医療費の動向を見定め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保できる税率を定める。ただし、合併に伴う制度上の影響により急激な税額の増加が生じる区域については、激変緩和のため、合併後3年間は不均一課税とする。

介護納付金課税に係る税率については、国から示される納付に要する費用に基づき、税率を統一して定める。

出産育児一時金については、現行どおりとし、葬祭費については、合併時に一元化する。

19.介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。

介護保険事業計画については、第2期事業計画は現行どおり新市に引き継ぎ、第3期事業計画から統一する。

第1号被保険者の保険料については、第3期事業運営期間の終期である平成20年度まで不均一賦課とし、保険料の急激な変化を調整する。

介護保険サービス利用者の負担軽減については、制度を一元化し、新市において実施する。

20.電算システム事業の取扱い

新市において、一元化する。

21.各種事務事業の取扱い

企画、広報関係事業

- | | |
|-------------------------|--|
| (1)定住促進 | 現行制度は、合併時に廃止する。
新市において、総合計画や過疎地域自立促進計画等により、地域振興・定住対策を推進する。 |
| (2)過疎地域自立促進計画 | 新市において策定する。 |
| (3)生活交通路線維持確保事業 | 現行どおりとする。
乗合バス事業者への補助、コミュニティバス、いずれも合併時においては現行どおりとする。ただし、合併後、新市において合理的な方策を検討・調整する。 |
| (4)市町村総合計画 | 新市において策定する。 |
| (5)住民活動促進事業 | 新市において実施する。 |
| (6)住民活動支援補助金(地域活性化、ハード) | 合併時に一元化する。 |
| (7)住民活動支援補助金(地域活性化、ソフト) | 合併時に一元化する。 |



- | | |
|------------------|-------------|
| (8) 広報紙の編集及び発行 | 合併時に一元化する。 |
| (9) 声の広報 | 合併時に一元化する。 |
| (10) 点字版広報 | 新市において実施する。 |
| (11) 広報のホームページ | 合併時に一元化する。 |
| (12) 山村振興計画 | 新市に引き継ぐ。 |
| (13) 辺地に係る総合整備計画 | 新市において策定する。 |
| (14) 町内会自治会の連合組織 | 合併時の統合に努める。 |
| (15) 町内会館新築等補助金 | 合併時に一元化する。 |

開発公社関係事業

- | | |
|---------------|---|
| (1) 開発公社 | 中辺路町土地開発公社、大塔村土地開発公社については、合併の前日まで解散し、田辺市土地開発公社を新市土地開発公社として存続する。 |
| (2) 開発公社の保有土地 | 新市土地開発公社に引き継ぐ。 |

秘書、総務、防災関係事業

- | | |
|------------------|---|
| (1) 名誉市町村民表彰 | 新市において制定する。 |
| (2) 文化賞 | 新市において制定する。 |
| (3) 行政功労者・善行者表彰 | 新市において制定する。 |
| (4) 国内友好(姉妹)都市提携 | 新市に継承する。
基本的には継承するが、交流の現状や対象市町村の意向を踏まえ、新市において調整する。 |
| (5) 海外友好提携 | 新市に継承する。
基本的には継承するが、交流の現状や対象市町村の意向を踏まえ、新市において調整する。 |
| (6) 情報公開制度 | 新市において制定する。 |
| (7) 防災計画 | 新市において策定する。 |

人権同和関係事業

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 隣保館事業 | 現行どおりとする。 |
| (2) 人権推進協議会等(同和对策委員会) | 合併時に統合を図る。 |
| (3) 人権教育・啓発基本計画 | 新市において策定する。 |
| (4) 男女共同参画プラン | 新市において策定する。 |

財政、管財関係事業

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 各種事務手数料 | 合併時に一元化する。 |
|-------------|------------|

生活関係事業

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 交通指導員 | 合併時に統合する。 |
|-----------|-----------|

環境関係事業

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 斎場(火葬場)使用料 | 合併時に一元化する。 |
|----------------|------------|

ごみ、し尿関係事業

(1)一般廃棄物処理計画	新市において策定する。
(2)一般廃棄物の分別及び収集の形態	合併時に一元化する。
(3)特別収集	合併時に一元化する。
(4)家庭用ごみ分別指定袋	合併時に一元化する。
(5)事業系ごみ分別指定袋	合併時に一元化する。
(6)一般廃棄物の自己搬入	合併時に一元化する。
(7)処理困難物	合併時に一元化する。
(8)し尿汲取り料金	合併後調整する。

健康関係事業

(1)基本健康診査	合併時に一元化する。
(2)胃がん検診	合併時に一元化する。
(3)大腸がん検診	合併時に一元化する。
(4)子宮頸がん検診	合併時に一元化する。
(5)子宮頸・体がん検診	合併時に一元化する。
(6)乳がん検診(視触診)	合併時に一元化する。
(7)乳がん検診(視触診・乳房X線撮影)	合併時に一元化する。
(8)肺がん検診	合併時に一元化する。
(9)骨粗しょう症検診	合併時に一元化する。
(10)肝炎ウイルス検診	現行どおりとする。
(11)機能訓練事業	当面は現行どおりとする。
(12)母子保健計画	新市において策定する。
(13)妊婦一般健康診査	現行どおりとする。
(14)妊婦訪問指導	合併時に一元化する。
(15)乳幼児健康診査	合併時に一元化する。
(16)乳幼児歯科健康診査	合併時に一元化する。
(17)予防接種(乳幼児)	合併後調整する。
(18)予防接種(小学校・中学校)	現行どおりとする。
(19)予防接種(高齢者インフルエンザ)	現行どおりとする。
(20)結核健康診断予防接種(ツベルクリン反応検査・BCG)	合併時に一元化する。

医療関係事業

(1)診療所の運営	現行どおりとする。
(2)地域医療対策(通院患者送迎等)	現行どおりとする。

合併後、新市において生活交通路線維持確保事業等と合わせ、総合的に検討・調整する。



社会福祉、厚生福祉関係事業

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 地域保健福祉推進補助金 | 新市において実施する。 |
| (2) 社会福祉施設等の整備に関する助成 | 合併時に一元化する。 |
| (3) 社会福祉協議会 | 合併時に統合できるよう調整に努める。 |

児童関係事業

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 保育所の運営 | 現行どおりとする。 |
| (2) 保育料 | 合併時に一元化する。 |
| (3) 特別保育事業 | 現行どおりとする。 |
| (4) 保育所地域活動事業 | 現行どおりとする。 |
| (5) 障害児母子通所保育事業 | 現行どおりとする。 |
| (6) 遺児奨学金 | 新市において実施する。 |

高齢者、障害者関係事業

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 障害者基本計画 | 新市において策定する。 |
| (2) 授産施設通所交通費補助金 | 合併時に一元化する。 |
| (3) 障害者社会参加適応訓練事業 | 現行どおりとする。 |
| (4) 障害者社会参加促進事業 | 新市において実施する。 |
| (5) 高齢者保健福祉計画 | 新市において策定する。 |
| (6) 緊急通報装置設置事業 | 現行どおりとする。 |
| (7) 敬老行事 | 合併時に一元化する。 |

敬老行事の対象年齢は70歳以上を基本とし、実施方法については、当面の間、旧市町村単位で地域の実情に合わせたものとする。敬老祝(年)金は77歳、88歳及び99歳の節目支給と100歳以上の支給とし、金額については新市で調整する。記念品は行政区域の拡大や効果を勘案し、敬老祝(年)金への統合という観点から、合併時に廃止する。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (8) 重度障害者等福祉年金 | 合併時に一元化する。 |
| (9) 家族介護慰労事業 | 新市において実施する。 |
| (10) 在宅寝たきり老人介護手当 | 合併時に一元化する。 |
| (11) 寝たきり老人見舞金 | 合併時に一元化する。 |
| (12) 身体障害者通院費の助成 | 現行どおりとする。 |
| (13) 生きがい活動支援通所事業 | 合併時に一元化する。 |
| (14) 外出支援事業 | 合併時に一元化する。 |
| (15) 配食サービス事業 | 新市において実施する。 |
| (16) 家族介護用品支給事業 | 合併時に一元化する。 |
| (17) 紙おむつ支給事業 | 合併時に一元化する。 |

国保、医療費、年金関係事業

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 重度障害者等医療費の助成 | 合併時に一元化する。 |
| (2) 精神障害者医療費の助成 | 新市において実施する。 |
| (3) 老人医療費の助成 | 合併時に一元化する。 |

- (4) 乳幼児医療費の助成 合併時に一元化する。
- (5) ひとり親家庭医療費の助成 現行どおりとする。

農業関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画 新市において策定する。
- (2) 農用地利用計画 新市において策定する。
- (3) 農林水産業まつり 現行どおりとする。
地域の実情や経過を踏まえ、当分の間、現行どおり実施する。
- (4) 農業施設維持管理市町村単独事業 合併時に一元化する。
- (5) 災害復旧事業（補助事業） 合併時に一元化する。
- (6) 遊休農地解消事業 新市において実施する。
対象地域については、辺地・過疎の指定を受けた地域とする。
- (7) 農業関係事業受益者分担率（事業主体・市町村） 合併時に一元化する。なお、国営、県営及び土地改良区営事業については、新市において調整する。

林業関係事業

- (1) 山村森林路網整備事業（高密作業路網整備事業） 合併時に一元化する。
- (2) 間伐推進事業 合併時に一元化する。
- (3) 森林保全管理事業 新市において実施する。
- (4) 林業関係事業受益者分担率 合併時に一元化する。
- (5) 作業道開設等奨励事業補助金 新市において実施する。
- (6) 林業担い手社会保障制度等充実対策事業 合併時に一元化する。

水産関係事業

- (1) 水産振興事業 現行どおりとする。
- (2) 水産増養殖事業 現行どおりとする。

商工労働関係事業

- (1) 商店街活性化総合支援事業費補助金 新市において実施する。
- (2) 中小企業信用保証料補助金 新市において実施する。
- (3) 小企業資金利子補給金 合併時に一元化する。
- (4) 商工会議所・商工会 合併又は広域連携が図られるように努める。
- (5) 大型共同作業場 合併時に一元化する。

観光関係事業

- (1) 観光関係イベント 現行どおりとする。
合併時は現行どおりとするが、合併後、事業効果等の観点からも効率的な実施方法等について、検討・調整する。
- (2) 観光関係施設 現行どおりとする。
合併時は、現行どおり存続するが、合併後、運営のあり方について、検討・調整する。



(3) 観光協会	組織の統合に努める。
事務契約関係事業	
(1) 急傾斜地崩壊対策事業	合併時に一元化する。
都市計画関係事業	
(1) 都市計画	現行の都市計画区域を引き継ぐ。
建築住宅関係事業	
(1) 住宅使用料等	合併時に一元化する。
下水道関係事業	
(1) 下水道受益者負担金	現行どおりとする。
(2) 下水道使用料	現行どおりとする。
集落排水関係事業	
(1) 集落排水受益者負担金	現行どおりとする。
(2) 集落排水使用料	現行どおりとする。
浄化槽関係事業	
(1) 地域污水处理施設使用料	現行どおりとする。
総務学校関係事業	
(1) 学校給食	合併後調整する。
(2) 通学費補助事業	合併後調整する。
(3) スクールバス・タクシー運行委託	現行どおりとする。
(4) 体育文化活動派遣補助事業	合併時に一元化する。
(5) 高等学校通学等助成金	合併時に一元化する。
(6) 学校開放施設使用料	合併時に一元化する。
(7) 教育奨学金	合併時に一元化する。
生涯学習、社会教育、文化関係事業	
(1) 生涯学習の祭典(イベント、学習成果発表など)	新市において調整する。
(2) 教育分野における、人権教育・啓発の取組み	新市において調整する。
(3) 学童保育所	現行どおりとする。
(4) 社会教育振興計画	新市において策定する。
(5) 成人の日記念式典	現行どおりとする。
式典は当面の間、各市町村単位で実施する。ただし、記念品等については、平準化する。	

(6) 体育祭・スポレク祭・運動会	新市において調整する。 総合的な大会は、統合に向けて調整する。各市町村で開催されている地域内の運動会等は、公民館事業として実施するなど調整する。
(7) スポーツ関係各種大会・講習会・研修会	新市において調整する。 総合的な大会は、統合に向けて調整する。各市町村で開催されている地域内の運動会等は、公民館事業として実施するなど調整する。
(8) プロ・実業団大会等の開催	現行どおりとする。
(9) マラソン大会	現行どおりとする。
(10) 植芝盛平翁顕彰事業	新市に引き継ぐ。
(11) スポーツ賞	合併時に一元化する。
(12) 美術展覧会	合併時に一元化する。
(13) 県美術協会展	新市において調整する。
(14) 南方熊楠翁顕彰事業	新市に引き継ぐ。
(15) 文化振興補助金	合併時に一元化する。
(16) 体育施設使用料	合併時に一元化する。

消防関係事業

(1) 消防団の組織	合併時に統合する。
(2) 消防団の報酬	合併時に一元化する。
(3) 消防団の出動手当	合併時に一元化する。
(4) 消防団の分団運営	合併時に一元化する。

上水道関係事業

(1) 水道料金の形態	現行どおりとする。
(2) 宅地造成工事に係る宅地造成分担金	現行を基本として調整する。
(3) 給水装置に係る給水分担金	現行どおりとする。

簡易水道関係事業

(1) 水道料金の形態	合併時に一元化する。
(2) 宅地造成工事に係る宅地造成分担金	新市において実施する。
(3) 給水装置に係る給水分担金	合併時に一元化する。

22. 市町村建設計画

合併の期日が平成17年5月1日になった場合、計画期間を平成27年度までとする。

合併時に一元化する：5市町村で相違のある制度等を統一する。
現行どおりとする：実施の有無、または内容の相違を問わず制度等を存続する。
新市において実施する：一部の市町村にある制度等を基本的に新市全体で実施する。



田辺広域合併協議会

〒646-0036 和歌山県田辺市上屋敷1-6-7

TEL (0739)26-9160

FAX (0739)26-9164

E-mail : info@tanabe-kouiki.gappeikyo.jp.

平成16年5月発行